

非同盟運動とその原則の発展

HABU, Nagaho / 土生, 長穂

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

27

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

48

(発行年 / Year)

1980-08-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006309>

非同盟運動とその原則の発展

土 生 長 穂

はじめに

本年九月キューバの首都ハバナで開催された第六回非同盟首脳会議で新たに六カ国、二組織が加盟し、六一年二五カ国で発足した非同盟運動は一八年を経た今日正式加盟国九二カ国三解放組織⁽¹⁾、オブザーバーを含めると一〇四カ国五組織となり、世界の約三分の二の国を含むこととなった。そして、非同盟運動は量的に増大しただけでなく、七〇年代には帝国主義と対決して世界政治に影響を与える大きな国際的勢力として成長してきた。ところで、この間に、非同盟政策の内容、原則について、非同盟運動の発展に應じて、変遷し発展してきた。この小論では主として非同盟諸国首脳会議での公式文書に即して、非同盟政策の原則目標がどのように規定されてきたかを考察する。改めて云うまでもなく、非同盟諸国首脳会議に参加している国はさまざまであり、社会主義体制の国もあれば、帝国主義に従属する国も存在する。したがって、その国の政権の質によって、非同盟政策についても見解のちがいがあらし、活動もことなっている。しかし、非同盟運動は、その相違を前提にしたうえで共通の課題にもとづき、一致した行動をとってきたし、また、非同盟の原則についても見解の一致をかちとってきた。非同盟諸国首脳会議の公式文書は、コンセ

ンサスで作成されることが原則となっており、その意味で、ここに規定された非同盟運動の原則・基本的目標は、各国の見解の相違を克服して、非同盟諸国全体が一致したものである。したがって、公式文書で規定された原則・基本的目標の発展は、非同盟運動全体の発展を示しているのである。

注

(一) 第六回首脳会議以後、ビルマが脱退を宣言した。またジンバブエ愛国戦線は正式加盟している解放組織であったが、四月十日ジンバブエの独立にもないジンバブエ共和国として正式加盟した。したがって、現在は九二カ国二解放組織である。

一、

「アフリカの年」と称せられる一九六〇年には、アフリカで二七の植民地が独立し、非同盟主義の立場に立つ国も急速に増加し、非同盟政策をとる国々が結集して行動する機運が生じた。

一九六〇年秋の第一五回国連総会に際して、チトー・ユーゴスラビア大統領、ナセル・アラブ連合大統領、エムクルマ・ガーナ大統領、スカルノ・インドネシア大統領、ネルー・インド首相の非同盟五カ国の首脳が協議し、国際緊張緩和のため米ソ両国の首脳会議を開催することを求めた共同決議案を呈出した。この決議案は成立の見込が少かったので撤回されたが、非同盟諸国の最初の共同行動であり、非同盟諸国結集への道を開くことになった。翌年二月チトーは、アフリカ九カ国を歴訪し、非同盟諸国首脳会議の開催を説いた。ナセルは、これに応じて、四月カイロで首脳会議開催のための準備会議をおこなうことに合意した。たまたまカイロを訪問していたスカルノもこれに賛同し、また、当初首脳会議開催に難色を示していたネルーも最後に賛成して、四カ国首脳の名で、カイロ準備会議への招待

状が非同盟諸国に送られた。

六一年六月、二〇カ国の代表が参加して準備会議が開催され、九月にベオグラードで非同盟諸国首脳会議を開催することを決定した。問題は首脳会議に招請すべき国の範囲であった。インド、ビルマ、アフガニスタン、ネパール、スーダン、エチオピアなどの代表は、首脳会議に広範な国が参加できるように、非同盟の基準をゆるやかなものにすることを主張し、ユーゴスラビアや「カサブランカ」グループのアフリカ諸国は、厳密に規定するべきであると主張した。⁽¹⁾ 論争の結果、最終的に、次の五点が、非同盟の基準として定式化された。⁽²⁾

- (1) その国は、政治・社会体制のことなる諸国家との共存および非同盟にもとづく自主的政策をとっているか、あるいは、そのような政策を支持する意志を示さねばならない。
- (2) 当該国は、民族独立をめざす運動を一貫して支持しなければならない。
- (3) その国は、大国間の対決を背景に結ばれた多国間軍事同盟に加盟してはならない。
- (4) ある国が、大国との間で二国間軍事協定を締結し、あるいは、地域的防衛条約に加盟した場合、その協定または条約が、大国間の対抗を背景として意図的に締結されたものであってはならない。
- (5) その国が外国に軍事基地を提供している場合、その提供が大国間の対抗を背景にしてなされたものであってはならない。

この基準のうち(3)(4)(5)は、狭義の非同盟の定義とも云うべきものであって、軍事同盟に参加せず、外国に軍事基地を提供しないという非同盟の原則を示している。ただし、この規定には、すべて「大国間の対抗を背景として」という限定がつけられており、全面的に軍事同盟への不参加を表明したのではなく、また軍事条約の締結や、外国への

軍事基地の提供を無条件に禁止しているわけではない。これは、できるだけ多くの国を首脳会議へ招請しようとする主張がある程度うけ入れられたことを示しており、現実には、招請国を決定する際に効力を發揮した。たとえば当時アメリカに基地を提供していたエチオピアが、それが通信基地であるから大国間の対抗を背景に基地を提供しているのではないとして、招請されたのである。

しかし、非同盟の内容はこれにつきるものではない。この基準の(1)、(2)が、非同盟政策の本質的規定となつてゐる。すなわち、(1)で示されている平和共存、非同盟にもとづく自主的政策、(2)で示されている反帝国主義、反植民地主義が非同盟の本質を構成するものである。つまり、非同盟政策とは、アメリカをはじめとする帝国主義諸国の新植民地主義的侵略と干渉にたいして、さらには一部社会主義国の大国主義傾向にたいして、自国の独立と主権を守り、世界平和を維持することをめざしているのである。非同盟政策とは、「反植民地闘争での中立を意味しないし、先進国と発展途上国との間の闘争での中立を意味しない」⁽³⁾のであり、準備会議で採択された基準の(1)(2)は、そのことを示している。

こうして、準備会議は、今日でも基本的に妥当する五つの基準を決定し、非同盟運動の本質を明確にした。しかし、会議全体で完全な見解の一致がえられたわけではなく、ひきつづき首脳会議でも非同盟運動の本質について論争がおこなわれることになった。

六一年九月一日、ユーゴスラビアの首都ベオグラードで、非同盟運動の出発点となつた、非同盟諸国首脳会議が開催された。この会議に参加したのはアジアから、アフガニスタン、ビルマ、カンボジア、セイロン(現スリランカ)、インド、インドネシア、イラク、レバノン、ネパール、キプロス、サウジアラビア、イエーメンの二二カ国、アフリ

カからアルジェリア（当時はまだ解放戦争中であり、臨時政府が参加した）、エチオピア、ガーナ、ギニア、マリ、モロッコ、ソマリア、スーダン、チュニジア、アラブ連合（現エジプト、シリア）、コンゴの一一カ国、ラテンアメリカからキューバ、ヨーロッパからユーゴスラビア、およびオブザーバーとしてボリビア、エクワドルであり、正式加盟二五カ国、オブザーバー二カ国が参加した。また、解放運動をおこなっているアフリカの民族解放運動組織など二十あまりの団体・政党がオブザーバーとして参加した。

九番目に演壇に立ったネルー・インド首相は「非同盟という言葉は様々に解釈されるが、基本的には大国のプロックへの不参加という意味で用いられ、作り出されたものである。非同盟は消極的な意味をもつが、もし、積極的な意味を与えるとしたら、それは、戦争目的——軍事ブロック、軍事同盟など——のため同盟するのに反対している国々を意味する」と述べて、以前のみづからの言明からも後退して、非同盟をきわめて狭義の定義にとどめてしまった。そして、その上で、戦争と平和の問題が他のすべての問題よりも重要であり、反帝国主義、反植民地主義も重要ではあるが二次的な問題であり、平和を達成するために米ソ両当事国の交渉が必要であると論じたのである。これに対して、スカルノやエムクルマなど多くの首脳が反対意見を述べた。スカルノは、「非同盟政策とは戦時の中立の立場を求めめる政策ではない。非同盟政策とは、それ自身のカラーのない中立政策ではない。非同盟国とは二つの大国プロックの間の緩衝国になることを意味しない。非同盟とは、独立、恒久平和、社会主義、自由という高遠な大義への積極的な献身である」と非同盟を定義する。そして、国際緊張の根源は帝国主義、植民地主義および国家の強制的分断であり、異った社会体制をもつ国々は平和共存できるが、独立、正義と帝国主義、植民地主義との共存は不可能であると述べ、さらに植民地主義が新たな装いをもって現れていること——新植民地主義——に警告し、帝国主義、植民地

主義の根絶をうったえたのである。

ケイタ・マリ大統領も、次のようにのべて、非同盟の本質を明らかにした。「非同盟は、威厳および個性と同義語である。それは、自由を獲得するためには努力を借しんだことのないわが人民が、いかなる国あるいはいかなるブロックの決定に服するのを拒否するからである。……略……」

このことは、我々が一瞬たりとも大國間でバランスをとる行動をおこなう意図があることを意味しない。……略……我々は、自由を奪い野蛮な抑圧を加えている人々に反対して、独立を獲得するために闘っている人々と同盟している。我々は、ある人種の優越という理論に今なお固執している人々に反対して、すべての人は平等であり、同様に尊重される権利があると信じている人々と同盟している。我々は、世界における彼らの覇権をそこなう場合以外平和を求めない人々に反対して、恒久平和の道をひらくため努力している人々と同盟している。我々は、東西いづれのブロックによつて決定された立場にコミットしない。我々は、人民の自由を尊ぶことを支持し、その自由にたいするいかなる侵犯も忌まわしい犯罪と見なす道徳的規範を容認する文明世界を支配すべき原則の成功を保証するための行動をとることを誓う⁽⁶⁾。「非同盟諸國は、あらゆる形態の植民地主義に反対し、平和を促進することを約束する。」⁽⁷⁾

エムクルマもまた、大國のブロックに参加しないという消極的中立主義では戦争を防止することはできない。「消極的中立主義は、大國間の衝突は、それに参加している国だけに、悲惨と破滅をもたらすとの信念で成り立っている」が、「この見解は全く非現実的である。」⁽⁸⁾として、非同盟政策はもっと積極的な立場であることを強調した。そして、具体的には、植民地主義、人種差別の完全な除去と軍縮の達成のために一致して行動することを訴えたのである。

この論争は、「優先順位の問題」⁽⁹⁾であり、「世界平和と植民地主義はともに重要であるが、特別の時点で、どちらの問題がより緊急であるか」⁽¹⁰⁾というような性質の論争ではない。それは、国際緊張や戦争の根源をどこに求めるかという問題であり、したがって、追求する方法の問題であり、ひいては、非同盟運動の方向を決定づけ、非同盟政策の本質を規定する問題なのであった。

会議では、スカルノ、ケイタ、エムクルマの見解に同調する意見が多数を占め、最後に満場一致で採択された宣言で、紛争を根絶するためにはあらゆる形態の植民地主義を根絶する必要があることを確認し、「あらゆる形態の新植民地主義、軍国主義支配を終了させるために一致した努力をおこなうことを決定した」⁽¹¹⁾のである。そして、宣言はこのことを基礎にすえながら、アルジェリア、アンゴラなどの民族解放闘争の支援、外国軍事基地の一掃、全面完全軍縮の達成、核兵器の廃絶、経済的不均衡の打破、経済発展のための協力、などの二七項目の課題を列挙し、具体的な行動を一致して展開する意図を示した。しかし、同時に、会議は、「戦争の危険と平和へのアッピール」を採択して、「戦争へ導くか平和へ導くかの決定権はこれらと大国にかかっている」⁽¹²⁾として、米ソ両首脳に緊張緩和のための交渉をよびかけるという態度を示した。

こうして、第一回首脳会議は、大国の軍事ブロックに反対するとともに、帝国主義、新植民地主義に反対して、平和共存を達成する方向で運動をすすめていくことに一致したのである。また、首脳会議で、「経済的社会的発展の実現を確保するためのもっとも効果的措置につき討議し、かつ合意する」⁽¹³⁾ため国際会議を招集することを呼びかけたことも重要である。それは六二年七月カイロでの「経済発展の諸問題にかんする会議」として実現され、正式参加が三十一カ国、オブザーバー五カ国と首脳会議を上廻る程の国が参加した。そして、この会議で「国連の枠内における国際経

済会議の開催を支持し⁽¹¹⁾、「発展途上諸国にたいして、一九六三年の早い時期にこの会議を招集するための作業をすすめるよう要請した。」また「この国際経済会議の議事には、発展途上諸国と先進諸国との間の国際貿易、一次産品貿易、経済的諸関係にかんするすべての死活の重要性を有する諸問題がふくまなければならないことを勧告⁽¹²⁾」した。この宣言で示された非同盟諸国の意思と行動が、六四年国連貿易開発会議の開催にみちびく大きな要因となったのである。

註

- (1) cf. G. H. Jansen : *Afro-Asian and Non-Alignment* ; London ; 1966, p. 285
- (2) この五つの基準は第六回首脳会議の政治宣言で公表されるまで、非同盟運動の公式の文書には発表されず、論文などなかで私的に発表されていた。この引用は第六回首脳会議政治宣言 (*Review of International affairs, No. 707, p. 20*) による。
- (3) P. W. Willetts : *The Non-Aligned Movement, The Origins of Third World Alliance*. 1976, London, p. 20
- (4) *The Conference of Heads of State or Government of Non-Aligned Countries*, Belgrade, 1961, p. 108
- (5) *ibid* p. 27.
- (6) *ibid* p. 212.
- (7) *ibid* p. 214.
- (8) *ibid* p. 99.
- (9) Jansen : *op. cited* p. 296
- (10) 岡倉、土生編訳「非同盟運動基本文獻書」新日本出版社、二六頁。
- (11) 同、三〇頁。
- (12) 同、二九頁。

二、

一九六四年十月、エジプトの首都カイロで第二回非同盟首脳会議が開催された。この会議には、アジア一六カ国、アフリカ二九カ国、ラテンアメリカ一カ国（ほかにオブザーバー参加九カ国）、ヨーロッパ一カ国（ほかにオブザーバー参加一カ国）の計四七カ国が正式参加し、一〇カ国がオブザーバーとして参加して、第一回首脳会議の二倍近い参加国となった。とくにアフリカでは、前年の六三年アフリカ統一機構が結成され、その憲章で非同盟がうたわれたことから、前回の一一カ国から加盟国が急増したこと、また、ラテンアメリカも、オブザーバー参加が八カ国にのぼったことが目立った。また、コンゴ（現ザイール）で六〇年独立の際帝国主義と結びついてルムンバ政権の圧殺に大きな役割を果たした、かいらい分子チョンベ（コンゴ首相）が参加を求めたのに対しチトー、サセル、バンダラナイケ・セイロン（現スリランカ）首相が首脳会議の招請者として、出席の拒否を通告し、また会議に出席したアフリカ諸国首脳も会議をもって満場一致でチョンベの出席に反対した。こうして、チョンベの出席が拒否され、非同盟運動の良識が示されたのである。

ところで、第二回首脳会議が開催された六四年は、「米ソ協調」が急速に進展していた。すなわち、ケネディ・アメリカ大統領、フルシチョフ・ソビエト最高幹部会議議長の間での交渉で六二年の「キューバ危機」を解決して以来「米ソ協調」が本格的に展開され、六三年八月には米英ソ三国間で部分的核実験停止条約が調印されるにいたった。こうして、第二回首脳会議の開催のころには、「米ソ協調」による「平和共存」ムードが圧倒的に世界にひろがって

いた。そして非同盟首脳会議がこれに対して、どのような判断を下すかが注目された。

首脳会議の開会演説に立ったナセルは、この点について大要つぎのように論じた。⁽¹⁾

ベオグラード会議以来世界情勢とくにブロック間の関係は変化しているが、しかし、その変化は、非同盟政策を志向するものではなく、核兵器のバランスにもとづく休戦なのである。われわれの課題は、いかにすればそのようなバランスと恐怖による休戦を恒久平和に変えることができるか、真の恒久平和の道はどこにあるかを求めることである。そして、ナセルは恒久平和のためには次の五つの目標を達成が必要であると述べる。

- 1 あらゆる形態の帝国主義の絶滅
- 2 先進国と低開発諸国の不均衡、とくに人民の生活水準の不均衡の消滅
- 3 自由を願う人民の政治的、経済的、社会的、文化的発展にたいする大国の妨害行動の排除
- 4 国際連合を大国の道具ではなく、自由と進歩を希求する人民の願望にかなうものにする。
- 5 全面・完全軍縮の達成

さらに、ナセルは、今回の首脳会議が国際協力による平和の強化のための会議になるよう訴え、会議の宣言が次の原則にもとづくよう提案した。

- 1 平和は単に力の使用をさけることではなく、同権と自決の原則の尊重にもとづく国家間の平和、友好関係のた
め必要な安定と福祉の条件をつくりだすことである。
- 2 平和にとって緊要な条件と環境の実現は、すべての国にかかわる問題である。
- 3 国際関係において力の使用を回避する努力は、それぞれの問題の個別的な解決に執着するのでは成功を収める

ことができず、公正にもとづく平和の理解があつて成功しうる。

4 平和は不公正な状態にもとづく限り安定しえない。

5 各国の人民の生活水準のちがいが除去され、平等の権利が保障されなければ、国家間の協力、人民の間の理解を達成されえない。

このナセルの演説が基調になつて、つぎつぎと演説にたつた各首脳は、「米ソ協調」ではなく、真の平和の実現のための行動について論じた。

スカルノは、明快に次のように述べた。⁽²⁾

ベオグラト会議以後、大の間にはバランスの条件が生じた。しかし、われわれの安全保障は改善されたとは云えない。それどころか、発展途上国の状況は悪化させている。それはベトナム、ラオス、カンボジア、中東、キプロス、コンゴ、イエーメン、キューバやラテンアメリカの事例で明らかである。この重要時に米ソ間の平和共存はわれわれの役にたつていない。われわれ発展途上国と帝国主義国が平和共存できるのは対等の力になつたときであり、対等の力はわれわれの連帯によつてのみ可能である。連帯を強化して帝国主義との闘争を強め、新植民地主義的支配を打破して、経済的にも発展してこそ平和も達成できるのである。

エムクルマは、さらにはつきりと、帝国主義、新植民地主義が世界の緊張と不安定の根本原因であり、植民地主義、帝国主義、新植民地主義との共存はありえないと断言して、帝国主義、新旧植民地主義との闘争を強化することによつて世界平和を達成するために全力をあげようとよびかけた。⁽³⁾

長期の解放闘争を闘つて独立を達成したばかりのベン・ベラ・アルジェリア大統領も、平和共存は世界平和の前提

条件であるが、それは大國間の關係だけではなく、小國と大國との間にも平和共存が必要である。その共存は、大國が小國を経済的に支配し、政治的に抑圧している現在の關係を變革することを意味しており、帝國主義、新植民地主義にたいする鬭争の強化が必要であると論じた⁽⁴⁾。そのほか、外國軍事基地の撤去、新植民地主義の排除、民族自決の確保が平和共存にとって不可欠を論じたセク・トーレ・ギニア大統領⁽⁵⁾、平和共存という用語は、植民地主義、帝國主義の除去であり大國間の共存だけに要約できないとするケイタ・マリ大統領⁽⁶⁾、そして、平和共存の前提条件はわれわれが独立國家となることだと述べた、ギニア・ピサウの解放鬭争の指導者アミルカル・カブラル⁽⁷⁾など、反帝國主義、反植民地主義を基調にして平和共存を論ずる首脳があいついだ。

この結果、會議で採択された「平和および國際協力綱領」は、第一項目に、「未獨立國の解放、新旧植民地主義および帝國主義の廢絶をめざす統一行動」⁽⁸⁾をかかげ、「帝國主義および新旧植民地主義は、世界の平和と安全を危くするがゆえに國際緊張と紛争の根本的源泉となっている」とのべて、第一回首腦會議の宣言よりも、反帝國主義、反新旧植民地主義の立場をさらに明確にしたものになっている。さらに、「平和共存は、帝國主義、新旧植民地主義が廢絶されない限り、全世界において達成されることはありえない⁽⁹⁾」という前提に立って、平和共存の原則を次のように定式化したことは⁽¹⁰⁾、この會議の大きな成果であった。

- 1 完全獨立の權利の即時・無條件の承認
- 2 自らの經濟的、社会的、文化的發展を自由に追求する權利を含む自決權の承認
- 3 異った社会、政治体制をもつ國々の間での平和共存
- 4 天然資源を自由に開發する權利を含む國家間の主權平等の承認

5 他国の領土保全、政治的独立にたいする威嚇または力の行使をおこなわないこと。内政不干涉

6 基本的人権、自由、すべての民族、人種の平等の承認

7 国際紛争の平和解決、全面・完全軍縮の達成

8 先進国と発展途上国との経済格差の縮少をめざす経済発展のための協力

9 国連の原則と目的にしたがって国際的義務を履行すること。

この九つの原則に示されたように、非同盟運動は、平和共存を消極的に把握するのではなく、平和共存を達成する前提条件として、完全独立の権利、自決権が必要であることを主張している。つまり、あらゆる国が天然資源にたいする主権の行使、社会体制の自由な選択が可能な独立した国であり、主権の平等が保障されることが平和共存の前提なのである。そして、その前提にたつて、力を行使せず、国際紛争を平和的に解決し、さらに全面・完全軍縮を達成することを目指すのである。

こうして、非同盟運動は、米ソ協調を中心とした「平和共存」ではなく、反帝国主義、反新旧植民地主義の立場にたつて、自決権の獲得と主権の平等を前提として平和共存の原則を定式化したのであり、非同盟運動が世界政治において果すべき役割を明確にしたのである。

しかし、首脳会議から半年後の六五年二月、アメリカ帝国主義がベトナム侵略戦争を拡大することになって、非同盟運動のなかに混乱が生じた。三月ユーゴスラビアのイニシアティブで、「ベトナムにおける危機の解決にかんする一七カ国アッピール」が発せられたが、その内容は、ベトナム人民の願望とベトナムにかんするジュネーブ協定の精神によって解決されるよう、という条件つきではあったが、無条件平和交渉をよびかけるものであり、結果としてはジ

ヨソソソ米大統領の「平和構想」と一致する内容となっていた。このためキューバ、マリ、インドネシアはこのアッピールには反対した。「一方、多くの非同盟諸国は、この問題でアメリカと敵対することを望まなかつた。⁽¹¹⁾」

こうして、非同盟運動はアメリカのベトナム侵略戦争拡大にたいして一致した反対行動がとれないでいた。その後、六五年九月の「九・三〇事件」でインドネシアのスカルノ政権が、六六年二月クーデターでガーナのエムクルマ政権が、さらに六七年クーデターでマリのケイタ政権が崩壊し、反帝国主義、反新旧植民地主義の立場に立つて非同盟運動を推進してきたグループは大きな打撃をうけた。そして、非同盟運動自体も停滞し、六九年ベオグラードで非同盟諸国特別政府代表協議会が開催されるまでの五年間、一度も会議を開催することもできなかった。三年ごとに開かれる筈の首脳会議も、六七年に開催することができず、非同盟運動は停滞してしまつたのである。

註

- (一) Review of International affairs, Belgrade, No. 350, Nov. 5, 1964, p. 11-15
- (二) *ibid* p. 17-20
- (三) *ibid* p. 32-34
- (四) *ibid* p. 38-39
- (五) *ibid* p. 49-50
- (六) *ibid* p. 63-65
- (七) *ibid* p. 74-75
- (八) 岡倉、土生編訳、前掲書 四〇頁
- (九) 同書 四五頁。

(10) 同書 四五頁―四六頁参照。

(11) Willetts, op. cited; p. 32.

三、

六八年三月テト攻勢に示されたベトナム人民の闘争の発展をはじめとして、六〇年代末のアジア、アフリカ、ラテンアメリカでの民族解放運動の新たな高揚は、非同盟運動の停滞を一時的なものとする大きな要因となった。解放運動の高揚を背景として、再び非同盟諸国が結集し、世界政治のなかで発言力を示そうという気運が生れてきた。この機会をとらえて、ユーゴスラビアが非同盟運動再生のイニシアティブをとった。一九六八年三月、チトーは非同盟諸国首脳に書簡を送り、非同盟諸国首脳会議の開催を提案するなど、非同盟運動再生のための活動を展開した。こうして、翌年七月、ベオグラードでの非同盟諸国特別政府代表協議会議の開催にこぎつけ、第二回首脳会議以後五年ぶりに、非同盟諸国の会議がもたれることになった。

協議会では、チトーの首脳会議開催という提案は、完全にはみとめられなかった。⁽¹⁾しかし、今日の世界情勢の特徴は、「一方における、政治的、経済的、社会的および文化的独立をめざしてたたかっている諸国人民と、他方における帝国主義、新旧植民地主義およびその他のすべての形態の外国支配諸勢力との間の対決である」⁽²⁾ととらえ、そのような国際情勢のなかで非同盟運動の果たすべき役割が重大になっていることについて一致し、「非同盟諸国国家・政府首脳会議を開催することが望ましいことについて意見を交換した」⁽³⁾。そして、二カ月後の九月ニューヨークの国連本部で開かれた非同盟諸国関係会議において、一九七〇年はじめ非同盟諸国首脳会議の招集と準備のための準備会議を

開催することが決定された。この準備会議で、第三回首脳会議の開催が正式に決定され、非同盟運動が再開されるはこびとなった。⁽¹⁾

こうして、ようやく一九七〇年九月八日から十日までサンビアの首都ルサカにおいて、第三回非同盟諸国国家・政府首脳会議が開催された。この会議には、アジア一六カ国、オブザーバー一カ国、アフリカ三三カ国、ラテンアメリカ四カ国オブザーバー八カ国、ヨーロッパ一カ国の計五四カ国オブザーバー九カ国が参加した。第二回首脳会議参加国のうち、サウジアラビア、ビルマ、ベニン、マラウイの四カ国が不参加であった。カンボジアは、三月、アメリカの支援をうけてクーデターで成立したロン・ノル政権とシャムークの率いる民族連合政府のどちらに代表権を与えるかを決定できず、両者を参加させないことになった。

首脳会議の冒頭演説に立ったザンビアのカウンダ大統領は、現在の国際情勢と特徴づけて、「大国は、大国のための武装した平和を達成したが、不幸にも、世界のほかの国々への暴力の根底になっている」⁽²⁾ ことであると述べて、インドシナ三国を中心としたアジアへの干渉、南部アフリカにたいする干渉について述べ、また、「第一回首脳会議以後の時期のもう一つの現象は、富んだ国、貧しい国、先進国と発展途上国の間の格差の拡大」であり、これが「経済的な強国による弱国の搾取をひきおこしている」⁽³⁾ と論じた。そして、カウンダ大統領は、「我々の運動（非同盟運動）の基礎をなしている原則は、それを生みだした直接の状況の変化にもかかわらず、いまもなお有効である。我々は、今もなお、独立、自由、正義、平和、バランスのとれた経済発展、社会正義を必要としている。他国の内政への干渉、平和共存、自主的政策の遂行、国際緊張の原因の除去、国際紛争の解決における力の不行使を主張することは今でも重要である。」⁽⁴⁾ と論じ、「われわれは、個々には平和への方向に影響を与えることは出来ないが、平和と正義を言

明する非同盟運動においては、集团的に、国際関係において人類の利益のための巨大な政治的道義的勢力をひきおこすことができる⁽⁸⁾」として、非同盟諸国の行動の統一をうたった。

会議のなかでは、第三回首脳会議の開催のため努力したチトーが、非同盟諸国は、武器も富もないから影響を及ぼすことが出来ないと言われるが、われわれが、軍隊や富が、勢力や影響の決定的基礎ではない世界のために努力しているのはこの理由からであり、非同盟諸国は、国際舞台で、統一して行動すれば大きな成果をあげることができると訴えたのをはじめとして、多くの首脳が、現在の国際情勢のなかで非同盟諸国の統一行動が必要であると述べた⁽⁹⁾。こうして、第三回首脳会議を喫機にして、再び非同盟諸国が結集して、国際舞台での活動を再開する気運が生れた。

また、この首脳会議にオプザーバーとして参加した、南ベトナム臨時革命政府代表グエン・チ・ビン外相は、第二回首脳会議での帝国主義、新旧植民地主義が、緊張と国際紛争の主要な源泉であるという結論は正しいものであったと述べ、アメリカ帝国主義によるインドシナ三国への侵略がその明白な証拠であるとして実状を説明し、南ベトナム人民の正義の闘争への支援を訴えた⁽¹⁰⁾。民族解放運動を代表して演壇に立ったアンゴラ解放人民運動のネットは、南アフリカ人民の解放闘争について述べ、非同盟運動が、ポルトガル、南アフリカ、ローデシアを支援している帝国主義諸国にたいする非難をつよめるよう訴えた⁽¹¹⁾。パレスチナ解放機構(PLO)の代表も、パレスチナ解放運動の実状と、支援の強化を訴えた⁽¹²⁾。これらの発言は、非同盟運動が、反帝国主義、反植民地主義の立場に立つことをたすけるものとなった。

第三回首脳会議で採択された「平和、独立、発展および国際諸関係の民主化にかんするルサカ宣言」では、非同盟運動の基本的目的を次のように定式化したことが注目される。

すなわち、宣言は、⁽¹³⁾

- (1) いまなお解放されていない諸国人民の自由権、自決権、独立権
- (2) すべての国家の主権および領土保全の尊重
- (3) すべての主権国家が完全に自由に国内の政治的、経済的、社会的および文化的発展の方向を決定する権利
- (4) すべての国の人民が経済的発展の恩恵に浴し、科学、技術革命の果実を獲得する権利
- (5) 力の脅威または力の行使をさしひかえること
- (6) 紛争の平和的解決

の六項目の原則を「改めて確認し、かつこれに特別の重要性を付与するものである。」ことを表明したのである。

宣言はこれについて、「次のことがひきつづき非同盟の基本的目標であることを宣言」⁽¹³⁾した。

- (1) 世界平和と平和共存の追求
- (2) 植民地主義、人種主義にたいする闘争
- (3) 平和的手段による紛争の解決
- (4) 軍拡競争の終結と全面軍縮
- (5) 外国への軍事基地の設置と軍隊の駐留への反対
- (6) 国連の普遍性、有効性の強化
- (7) 経済的独立のための闘争と相互協力

原則として改めて確認した六項目は、第二回首脳会議で採択された平和共存の原則と大部分がオーバーラップして

いるが、六年間の空白のうちに、非同盟運動が改めて国際関係の原則として確認したのであり、のちに、新しい国際秩序の原則へと発展していく基礎となったのである。

また、非同盟運動が基本的目標として、このような定式化をおこなったのは始めてのことであるが、「一九六一年の規定（五つの基準のこと―引用者）と一九七〇年九月の規定（基本的目標をさす―引用者）とを比較すると、非同盟のイデオロギーが、十年間の間にいかに発展して複雑になったかが簡単に要約される」のである。

もっとも、六一年の準備会議で定義したことは、非同盟諸国首脳会議への参加国を決定する基準であり、今回の宣言で述べているのは、運動の基本的目標であるから、単純に、それを比較することはできないが、中絶はあるにせよ六〇年代の運動の結果として、内容的には発展をみせていることは明らかである。それは次の諸点にみる事ができる。

第一に、軍縮の問題を非同盟運動の目標としたことである。非同盟運動は第一回首脳会議から軍縮の問題を提起し、全面完全軍縮を要求してきたが、六〇年代には、それを主体的な課題としてとりくむことはしなかった。この会議で運動の基本的目標と位置づけたことにより、七〇年代には、非同盟運動が本格的に軍縮問題にとりくむことになり、七八年、非同盟運動のイニシアティブで国連軍縮総会を開催させ、軍拡競争の阻止、軍縮の実現へむかって一歩前進する基因となったのである。

第二の点は、経済的独立のための闘争の重視である。⁽¹⁵⁾前述のように、第二回首脳会議の平和共存の原則のなかには、天然資源の開発の権利の承認や経済格差の縮少をめざす協力など、帝国主義への経済的従属から脱脚する課題が提起されていたが、六〇年代における新植民地主義の開発による経済的従属の強化のなかで、経済的独立の問題が、

非同盟運動の闘争課題として本格的に提起されてきたのである。第三回首脳会議では、「非同盟と経済発展にかんするルサカ宣言」も出されており、経済的独立の問題が重視され、当面の具体的課題にかかげられることになった。これを出発点として、非同盟運動は七〇年代には、経済的独立の闘争にとりくみ、新国際経済秩序の原則を樹立するなど大きな成果をあげていったのである。

第三の点は、国連の普遍性と有効性の強化を目標にかかげたことである。つまり、国連が大国とくに帝国主義國の支配の道具であることを止めさせ、小国でも平等の権利をもつことを完全に保障させて、国連の有効性を發揮させようとするものである。第三回首脳会議には五三カ國が参加し、国連のなかで一定の勢力を占めるようになったことから、この課題は、国連そのものの性格を変えていくとともに、非同盟運動の要求を国連の場を使って実現していくことにもなった。第三回首脳会議が、この課題を基本目標にかかげたことにより、非同盟運動は、国連でのまとまった勢力としての活動を開始し、七〇年代には、資源特別総会や軍縮特別総会を開催させ、非同盟運動の要求を国連の場でもみとめさせるという成果をあげるにいたったのである。

こうして、第三回首脳会議は、具体的な課題に関しては不十分な点があったが、しかし、非同盟運動の基本的目標として、新しい、重要な課題をつけ加え、提起したことによって、七〇年代における非同盟運動の発展の土台をきづいたのである。

注

(一) この会議ではアルジェリア代表がベトナム、中東などで非同盟諸國が一致して、帝国主義に反対する行動がとれないことを懸念して、首脳会議開催に賛意を示さなかったのを始めとして、エジプト、インドも開催を完全には支持はしなかった。

cf. Reunion Consultative des Représentants, spéciaux des gouvernements des Pays Non-Alignés, Belgrade, 1970.

- (2) 岡倉、土生編訳、前掲書、五七頁。
- (3) 同書、六〇頁。
- (4) 同書、六一—二頁参照。
- (5) The Third Conference of Head of State or Government of Non-Aligned Countries, Lusaka, 1971, p. 5.
- (6) *ibid.* p. 7.
- (7) *ibid.* p. 4.
- (8) *ibid.* p. 7.
- (9) *cf. ibid.* p. 26-32.
- (10) *cf. ibid.* p. 204-207.
- (11) *cf. ibid.* p. 215-220.
- (12) *cf. ibid.* p. 222-223.
- (13) 岡倉、土生編訳、前掲書、七〇頁。
- (14) Willems, *op. cited* p. 31.
- (15) ユーゴスラビアのシニッチは、第三回首脳会議が前二回の会議とくらべると、(1)経済的独立の問題、(2)植民地主義、人種主義、アパルトヘイトに反対する闘争を優先させたことが特徴的であると述べる。しかし、(1)の点はそうであるにしても、(2)の点では南部アフリカ問題については戦闘的であるが、全般的には第二回首脳会議の方がより痛烈である。cf. Milos Mincic, Lasting Components of the Political Orientations of the policy of Non-Alignment, *Review of International Affairs*, No. 704-705.

四、

第三回首脳会議ののち、非同盟諸国は、継続的な行動をおこなうため、七一年九月、ニューヨークで閣僚協議会を開き、翌七二年、外相会議を開催することを決定した。⁽¹⁾こうして、七二年八月カイアナの首都ジョイントタウンで非同盟諸国外相会議が開催され、首脳会議の前年に外相会議がおこなわれるという慣行が確立されることとなった。⁽²⁾

ジョイントタウン外相会議は、第三回首脳会議いらい懸案となっていた南ベトナム臨時革命政府の正式加盟の問題、カンボジアの代表権問題の論議から始まった。この問題は、単なる加盟問題、代表権問題ではなく、非同盟運動が實際的焦点であったインドシナ三国人民の闘争にどのような態度をとるかという問題であり、その意味で非同盟運動の真価がためされる問題であった。

それだけに、この問題についてはげしい論議がおこなわれた。⁽³⁾まず、南ベトナム臨時革命政府の正式加盟問題についての論議がおこなわれ、最初にインドネシア代表がベトナムでの戦闘が終り、ベトナム人民が平和な条件で意思を表明できるようにするまでオプザバーにとどめておくべきだと発言した。これにたいし、キューバ代表が、ベトナム人民の不屈の反帝国主義闘争は非同盟の原則と目標に対する猥褻的行為であるとして正式加盟を支持したのをはじめ、ユーゴスラビア、チリ、ギニア、ザンビア、ソマリア、ナイエーメン、アルジェリア、タンザニア、スーダン、ジャマイカ、エジプトなどの大多数の国々はそれぞれベトナム人民の民族自決のための反帝国主義闘争が、非同盟の原則・目標にかなったものであり、非同盟運動がそれを支援するのが当然であるとして正式加盟を支持した。これにたいし、マレーシア、シンガポール、ラオス、リベリアが正式加盟に反対し、中央アフリカ、ザイール、レソト、ネ

パール、セネガルが保留ないし棄権の態度を表明した。この討議ののち、議長（ガイアナ）は、圧倒的多数の国々が、南ベトナム臨時革命政府の正式加盟を支持しており、コンセンサスがあったと見なしうる。しかし、異議、保留は議事録に明記されるとして、その承認を求めた。これにたいし、インドネシア、マレーシア、ラオスの代表は不服をとなえ、外相会議に不参加を表明し退場した。シンガポール、ビルマ、ルアンダはこの決定に反対の意志を表明し、インドは棄権を表明した。

つづいて、七〇年アメリカの支援するクーデターで政権についたロン・ノル政権と、それに対して解放闘争をおこなっているシャーストリーの率いる民族連合政府との間で代表権があらそわれ、第三回首脳会議では空席となっていたカンボジア代表権問題について討議がおこなわれた。討議のなかでは、非同盟の原則のために闘っており、すでに領土のほとんどを支配している民族連合政府に代表権を与えるべきと主張したユーゴスラビア代表をはじめ、圧倒的多数の国々の代表が、カンボジア人民の民族自決の闘いを非同盟の原則・目標を実現するものとしてたたえ、民族連合政府へ代表権を与えるよう主張した。これに対し、インド代表が、ロン・ノル政権が国連での議席を占めており、情況が複雑であるとして、空席を主張し、ルアンダ、シンガポール、ネパールも空席を主張したが、議長は、民族連合政府に代表権を与えよとの意見が大多数であり、コンセンサスがあったものと認められると発言、ビルマだけがこれを保留して、カンボジア代表権問題も結着をみた。

この討論に示されたように、圧倒的多数の非同盟諸国はアメリカ帝国主義にたいするインドシナ三国人民の解放闘争を、非同盟の原則・目標を具体化するものと認め、解放闘争への支援、連帯を明らかにした。それは、その年の二月、五月に訪中、訪ソをおこない、「三極構造」をつくりだして、大国との話し合いと圧力によって、インドシナ三

国民の自決権を否定してインドシナ問題を解決しようとしていたニクソン政権に真向から対決するものであった。同時にまた、それは、非同盟運動が、反帝国主義、反植民地主義の路線を明確にし、民族自決の原則を非同盟の原則・目標のなかに位置づけたものであった。そのことは、また、この外相会議で採択した「非植民地化に関する決議」⁽⁴⁾において、「ルサカおよびジョージタウン会議にゲストとして招待されたすべての解放運動にオブザーバ資格を附与することを決定」⁽¹⁾したことに示されている。そして民族自決権確立のため闘っている解放運動組織をオブザーバーとしてむかえられることによって、非同盟運動は質的にも量的にも強化されたのである。

さらに、ジョージタウン外相会議が、経済面での自決権の原則を確立したことが重要である。前述のように、ルサカでの首脳会議で経済的独立の問題が論議され、宣言が採択されたが、ジョージタウン外相会議でもこの課題が重視され、「経済協力のための行動計画」が採択された。

この行動計画の前文では、まず、帝国主義の発展途上諸国にたいする行動を非難して次のように述べる。

「発展途上諸国と非同盟諸国がとくに人間の尊重というもつとも基本的な規範にかなった生活水準を達成しようとするうえで、帝国主義はいまなお主要な障害となっている。帝国主義は第三世界諸国がおこなった提案に反対しているばかりでなく、それに加えて、挑戦的態度をとり、経済的植民地主義、従属、新植民地主義を維持しようとして、第三世界の社会的、経済的、政治的構造を系統的に破壊しようとしている。この状態は、主権と独立にたいする侵犯であることはもちろん、さらにはその支配と命令に服さない諸国民の経済にたいする侵略という特徴をおびるようになり、世界の広大な地域において貧困さらには戦争さえ助長するまでになっている。」⁽⁵⁾

そして、さらにこのような事態を脱脚するためには次のことが必要であると主張される。

「非同盟諸国は政治的独立と緊密に結びついている経済的独立にとって、天然資源にたいする主権の全面的行使が不可欠であり、政治的独立は経済的独立を強化することによって打ち固めることができることを強調することが根本的に重要であると確信する。各国がその天然の富と資源を処理する主権——国有化もふくめて——は諸国人民の自決と不干渉の原則に本来ふくまれているものである。」⁽⁵⁾

「経済開発と政治的独立の諸問題を分析して、会議は発展途上諸国の主権を侵害している多国籍企業のやり方と行動を非難した。非同盟諸国は不干渉と諸国人民の自決の原則を必然的にそこなう多国籍企業のこうしたやり方や行動を非難し、同時に、こうした行動が世界世論の前で一貫して非難されるようよびかける。」⁽⁶⁾

非同盟運動は、この前文ではじめて、天然資源にたいする主権の行使、多国籍企業による主権の侵害をうったえ、天然資源と経済活動にたいする恒久主権の確立を経済面での自決権の原則として運動を展開する礎をきづいたのである。

このような重要な意義をもつ前文が採択されたのは、短命に終ったチリの人民連合政権の功績であった。チリは、ルサカ的首脳会議ではオブザーバーであったが、人民連合政権成立にともない非同盟運動でも積極的に活動する姿勢を示し、七一年の閣僚協議会から正式加盟国となった。ジョージタウンの外相会議では、人民連合政府がすすめている経済的独立のための開いの成果を非同盟運動に反映させるべく活動した。チリ代表は、銅鉱山国有化の経験を集約して、提案されていた「経済協力のための行動計画」の前文を作成し、「行動計画」を討議している経済委員会に付託したのである。経済委員会は討議の末、議長（アフガニスタン代表）が要約したものを「経済委員会文書の前文」と題して本会議に付託した。本会議で、チリ代表はこれに異議をとなえ、チリの提案したテキストは、経済問題は国

際社会が直面している政治問題に密接に結合しているから政治的性格をもっているが、議長の要約はこれを削除している。帝国主義をとりあつたパラグラフは削除され、「各国が天然の富と資源を処理する主権——国有化をふくめて——は諸国人民の自決と不干渉の原則に本来ふくまれている」という部分を削除され、多国籍企業活動に関するパラグラフも簡単な表現に変えられてしまった。自決の原則を犯している帝国主義と多国籍企業の行動を非難しないようでは、この会議の意義が失われてしまうので、チリの原案を採択しよう訴えた。これにたいして、経済委員会の報告に政治的な前文を付するのは適當ではないという意見が出されたが、イラク、ギニア、キューバ、アルジェリアの代表が、第三世界の経済を發展させるうえで政治的な障害物があり、それを非難することは当然である、経済的分野における帝国主義の陰謀を世界の世論にうったえることが義務である、という見解を強く主張した。この結果、議長は、経済委員会報告の前文としてチリの原案を採択するコンセンサスが形成されたとして、無修正でチリの前文をつけた経済宣言を採択したのである。

こうして、ジョージタウンの外相会議は、政治面でも経済的にも民族自決権の確立のうえで大きな成果をあげ、自決権の確立という原則にしたがって、非同盟運動を發展させる基盤を確立したということができ、それとともに、この会議が非同盟運動の「組織化」ということでも大きな役割を果たしたことを看過できない。

この外相会議が採択した「調整に関する決議」では第四回首脳会議のための準備委員会の設置を決定するとともに毎年九月国連総会開会前に、国連での活動を調整するために閣僚級会議をもつこと、七カ国よりなる常設委員会を設置して、その閣僚級会議の準備などにあたることの二点を第四回首脳会議に提案した。この提案が第四回首脳会議でいれられて、調整ビューローが発足し、非同盟運動の常設機関が設置されて、日常的な協力をおこなうことが可能

になったのであるが、実際には、この決議で発足した第四回首脳会議の準備委員会が調整ビュローとして機能し、それがひきつがれたのである。⁽⁸⁾

また、七一年のニューヨークの国連本部でおこなわれた非同盟諸国関係協議会をきっかけにして、国連での非同盟諸国の活動を調整するための会合が任意におこなわれてきたが、この外相会議の決議で、第四回首脳会議に正式に提案され、制度化されることとなった。そして、第五回首脳会議では、非同盟諸国調整ビュローの国連大使クラスの会議を毎月一回おこなって国連での活動の調整をおこない、非同盟諸国が国連で一致した活動をおこなうことになったのである。また、前述のように、この外相会議を契機として、三年に一度、首脳会議の前年に外相会議を開催することが慣行的に確立され、こうして、三年毎に首脳会議、外相会議をおこなうこと、常設的な活動を調整ビュローが行いつつ、毎年調整ビュロー関係会議を開催して意思統一をおこなうこと、そして、調整ビュローの国連での会議によって国連での活動の調整をおこなうことが確立され、非同盟諸国が一致して行動しうる体制がととのえられたのである。このことが、七〇年代における非同盟運動の発展を支える条件として作用したことは明らかである。こうして、七二年のジョージタウン外相会議は、民族自決権の確立を非同盟運動の目標としたという点でも、また、非同盟運動の発展を支える体制づくりという点でもきわめて大きな成果をあげ、第四回首脳会議の輝しい発展の基礎をきづいたのである。

註

(1) 閣僚協議会で外相会議のための準備委員会が設立され、七二年二月、五月、八月の三回にわたって準備委員会が開催された。第二回日の準備委員会が経済専門家の会議をおこなうことが決定され、第三回準備委員会での報告を外相会議経済委

員会に付託することが決定された。このように、ジョージタウン外相会議は、かなり念入りに準備しておこなわれたのである。

(2) 外相会議はジョージタウンの会議で第三回をむかえるが、前二回の外相会議はいづれも首脳会議直前に、首脳会議の議事日程など事務的な問題を討議するために開かれており、宣言などを採択する場ではなかった。ジョージタウン会議で、始めて外相会議が首脳会議につぐ重要な会議として位置づけられ、以後、首脳会議の前年に外相会議を開催し、宣言を採択している。なお、これと別個に首脳会議直前に事務的事項を討議する外相会議もおこなわれている。

(3) 外相会議が開会した八月八日の午後からベトナムの正式加盟問題が論議された。九日は一般討論にあてられ、翌十日朝から再びベトナム問題の討論、ひきつづきカンボジア問題が討議され、決定された。cf. *Conference of Foreign Ministers of Non-Aligned Countries, 1972, Guyana, p. 12-16 p. 19 p. 39-47.*

(4) *ibid* p. 159

(5) 岡倉、土生編訳 前掲書 九九頁。

(6) *Conference of Foreign Ministers of Non-Aligned Countries, p. 104-106.*

(7) *ibid* p. 166.

(8) 調整ビューローは、七五年ハバナで開いた閣僚会議を第三回と称した。調整ビューロー閣僚会議はその前年七四年にアルジェで開かれたのが最初であり、ハバナ会議は二回目である。七三年カプールで開催した準備委員会会議が第一回の調整ビューロー会議として数えて、ハバナ会議を第三回としたのである。cf. *Willems, op. citcd, p. 38.*

五、

ジョージタウン外相会議の成果をうけて、七三年九月、アルジェリアの首都アルジェで第四回非同盟首脳会議が開催された。パリでのベトナム和平協定成立によるアメリカのベトナム侵略戦争の敗北という情勢のなかで開かれたこ

の会議は、ジョージタウン外相会議の成果をさらに発展させ、世界政治のなかでの非同盟運動の影響力を示した非同盟運動史上画期的な会議となった。この会議には、アジア二六カ国、アフリカ四〇カ国、ラテンアメリカ七カ国（ほかに九カ国がオブザーバー参加）、ヨーロッパ二カ国の計七五カ国が参加し、第三回の五四カ国から三一カ国も増加した。またこの会議からゲスト国として、オーストリア、フィンランド、スエーデンというヨーロッパの中立諸国が参加したことも、非同盟運動の拡がりを示すものとして注目される。また前述のように、この会議から民族解放運動組織にオブザーバー資格が与えられたので、一二の解放運動組織がオブザーバーとして参加したことも、この会議の特徴をなすものであった。

さらに重要な意義をもっているのは、レオ・マチスが指適する⁽¹⁾ように、この首脳会議に出席した国家元首、首相の数である。正式加盟七五カ国のうち、国家元首または首相が出席した国は五八カ国に達している。つまり、七七%の国家元首、首相が参加しており、この数字は第一回首脳会議につぐものであり、この会議の重要性を示すものとなっている。そして基本的民族的諸権利を明記したベトナム和平協定をかちとった南ベトナム臨時革命政府グエン・フフ・トー議長が、初めて首脳会議に参加し⁽²⁾真の独立、自由を求めるベトナム人民の闘いは非同盟運動の目標と合致するものであることを明らかにして、非同盟運動の強化のために貢献したのである。

会議の開会演説をおこなったアルジェリアのブーメディエン大統領は、大国間のデタントの進展という世界情勢にたいして「大国間の関係が調整されれば自動的に真の平和が到来する」というものではない。真の平和は、世界の均衡の一端をつかさどる一つの考えで確立されているものではない。また、新しい勢力圏を拡張するなかで経済的、戦略的賭け金のように考えられている大陸に紛争を移行すれば、平和が確立されるものではない。一方では緊張緩和と平

和共存、協調が賞讃されている。だが、他方では、それは、政治的干渉と經濟侵略によって自分たちの勢力圏に組み入れようとするあらゆる試み、軍隊の駐入、戰略基地の強化、分割の策謀、武力紛争の企みなど植民地戦争をつづけることでしかない。」と述べ、そして、「世界を牛耳ろうとの意図が排除されないかぎり其の平和はなく、其の發展もない。平和はわれわれの犠牲、鬨争、連帶意識、そして、とくに、われわれの可能性にたいする自信と信念によって實現される」⁽³⁾と論じた。ブーメディエンは、「アジア、アフリカ、ラテンアメリカで帝國主義の攻撃によりかもしだされている紛争や緊張は、現時点では、人民の安全と平和に重くのしかかる障害となっている。」として、ベトナム人民のように帝國主義の攻撃をはねのけることが必要であり、さらに「われわれ諸国の安全を確保するためには、經濟的解放、圧迫と独占の擯取の停止、實質的な國家獨立の構築が必要である」⁽³⁾ことを強調し、「政治、經濟、文化のあらゆる面での民族の獨立、植民地主義、シオニズム、アパルトヘイトに対する鬨争、新植民地主義、帝國主義、あらゆる形態の外国の覇權にたいする鬨争、ブロックの解消、軍事基地の撤去、全面完全軍縮、もしわれわれが國家の平等、國際關係の民主化、人民の間の協力に基づく平和が世界で支配的になることを望むならば、以上のことがわれわれに課せられた使命なのである」⁽³⁾と結論づけたのである。

このブーメディエン演説は、大國間のデタントが進展する情勢のなかで、大國の支配する世界政治の構造に対決して、それを變革する勢力として非同盟運動の方向づけを行い、そのための具体的目標を明らかにしたという点で重要であった。會議では、力の政策、内政干渉、新植民地主義が世界のいくつかの地域でいぜんとして優勢であり、非同盟運動の目標は、力と暴力に基礎を置く國際關係の体制を除去することであるとして、非同盟諸國の協力によって、國際的な政治的、經濟的諸關係の根本的變革を達成しようとしてよびかけたチトー大統領をはじめとして、多くの首腦が

軍事ブロックに反対し、帝國主義、新舊植民地主義に反対している非同盟運動の重要性について論じた。また、首脳會議に始めて参加したキューバのカストロ首相は、アメリカとソビエトを同列視する「二つの帝國主義」という見解があるがそれは誤りであり、アジア、アフリカ、ラテンアメリカで侵略をおこない、搾取をつづけているのはアメリカをはじめとする帝國主義諸国であることを実例をあげて示し、非同盟諸国を社会主義と対立させようとするのは、眞の敵から目をそらそうとする企てであるとして、世界のすべての進歩勢力の緊密な連帯こそが、まだ強力な帝國主義、新舊植民地主義、人種主義にうちかち、すべての人民の平和と正義のための闘争を成功させることができることを訴えて、注目を集めた。⁽⁵⁾

このような討論のうち、首脳會議は、政治宣言、經濟宣言、經濟協力や行動計画、民族解放闘争に関する宣言および諸決議を採択した。それらの宣言において、非同盟運動が、つぎにあげるいくつかの点を確認したことは、その後の運動の発展にとって重要であった。

第一の点は、非同盟運動が、大國の行動に左右されてきた世界政治の構造を变革する主体的な勢力であることを確認した点である。さきのブーメンエン演説で提起された問題が討論の末政治宣言のなかでつぎのようにとりいれられたのである。

「東西の緊張緩和においては実質的前進がなされたが、諸民族が新舊植民地主義、支配、占領、帝國主義、シオニズムに直面している。⁽⁶⁾」

「植民地戦争、アパルトヘイト、帝國主義の侵略、力の政治、經濟的搾取と略奪があるかぎり、平和は原則においてもその範圍においても制限されるであらう。富裕な國と貧しい國への分裂がすでに存在している世界で、富める地

域にのみ平和を限定し、残りの人類には不安と強者による支配が運命であるとしてこの分裂を拡大することは危険である。平和は分割しえないものである。平和は対決がある地域から別の地域へたんに移すことではないし、また、ある地域で緊張の存在に妥協しながら、別の地域でそれを除去しようと努力することでもない。⁽⁶⁾

非同盟運動は、米ソ間のデタントの進展、米中の関係改善など大國間で緊張緩和がすすめられるなかで、小國や解放運動にたいする侵略や抑圧がかえって強化されている現実を明確に批判した。そして「非同盟諸國はすべての進歩勢力とともに、民主主義とすべての國家の平等ということを基礎として國際諸關係を變革し、大小の諸國家にかかわるいかなる決定も、平等を基礎としたそれら諸國の完全な参加もなしに下されることのないように活動すべきである⁽⁶⁾」とうたったのである。

こうして、非同盟運動は、大國間の緊張緩和ではなく眞の平和をもたらすために、大國中心の世界政治の構造を變革して、大國、小國をとわず、すべての國家が平等の立場で國際問題に參画し、決定する民主的な國際秩序の確立にのりだしたのである。

第二の点は、新しい國際秩序をつくりあげるうえで、帝國主義、新植民地主義と闘い、民族自決を確立することの重要性をとらえたことである。

會議で採択された「民族解放闘争にかんする宣言」は次のように述べている。

「獨立と國家主權保護をめざす非同盟政策は支配と搾取のあらゆる体制からの解放のためにたたかっている被抑壓人民の政策と同一である。

非同盟諸國と民族解放運動を結合している絆は、たんに歴史的狀況の結果だけではない。この絆は自由、正義、平

和という共通の理想の承認を活力の源泉としている。それは新興独立国を政治的、経済的に従属させようとする支配体制のたえざる試みに直面する中で、の連帯の表明である。⁽⁷⁾

「われわれ自身の独立を守ることが自由と独立をめざす被抑圧人民全体の希望の実現と不可分一体である。」⁽⁷⁾

非同盟諸国は、帝国主義による政治的、経済的従属の企てとたえず闘って、自国の独立を強化し民族自決を確立する必要がある。それは民族自決をめざして帝国主義、新旧植民地主義と闘っている民族解放闘争と共通の課題なのである。そして、両者が連帯して、民族自決権を確立することによって、はじめて帝国主義と平等の立場にたつて、国際問題に参画できる民主的な国際秩序を達成することができるのである。第四回首脳会議でその方向へむかって運動をすすめることになったのが、会議の大きな成果であった。「積極的平和共存の原則にもとづく新しい国際秩序の樹立、帝国主義、新旧植民地主義、覇権、人種主義、アバルトヘイト、諸国家間諸民族間でのあらゆる種類の支配と搾取の一掃が非同盟政策の基底的性格であり、非同盟運動の戦略の基礎である。」⁽⁸⁾ことを第四回首脳会議は明らかにしたのである。

第三の点は、ジョージタウン外相会議の成果をうけて、経済面での民族自決権の確立の課題を明らかにしたことがある。

第四回首脳会議が採択した「経済宣言」は、第一項に「帝国主義に反対する闘争」という標題をかかげ、帝国主義が主権と独立の諸原則を侵害しており、「多くの国々がいままお帝国主義的支配、新植民地主義的搾取を受けており、諸国家の主権がおびやかされ、諸国民の成長が犠牲にされている。」⁽⁹⁾「発展途上諸国は全体としてまだ直接、間接に帝国主義の搾取をうけている。」⁽⁷⁾として、「発展途上諸国の解放と前進にとって最大の障害になっているのは依然として

帝国主義である」ことを明確にした。⁽⁷⁾

そして、宣言は、「帝国主義的、新植民地主義的搾取の構造を廃絶する閉争での機能を強化するため……最大限の努力をする」⁽⁸⁾ ようよびかけ、「まず第一に個別的にまた集团的に自分たちの資然に依存し、自分たちの重要な利益を守り、自分たちの独自の開発機構を確保」しようとする決意を表明する。

この具体的手段として宣言があげるのが天然資源と国内の経済活動にかんする国家主権の行使である。

「国家・政府首脳は、それぞれの国が自国の発展のために最適であると考える経済的、社会的制度を活用する権利をもつという不可譲の原則に留意しつつ、天然資源と国内の経済活動にかんする国家主権を行使する不可譲の権利を再確認する」⁽⁹⁾

「国家・政府首脳は、発展途上諸国の主権を侵害し、これらの国の政治的、経済的、社会的進歩の基本条件である内政不干渉の原則と民族自決権を侵犯している多国籍企業のゆるしがたい行動を世界世論のまえに告発する」⁽⁸⁾

こうして、非同盟運動は、社会経済制度選択の権利、天然資源にたいする恒久主権の確立、多国籍企業の活動をふくむ経済活動全体にたいする主権の行使など、経済面での自決の原則をあきらかにし、これを確立するために運動をすすめる方向を明確にした。そして、この経済面での自決権の確立を基礎として、「真の民主主義の要求の線にそった新国際経済秩序」を樹立するという構想をあきらかにしたのである。

そして、第四回首脳会議はこの構想の実現のための出発点となったという点でも重要である。この会議直後の十月におこった第四次中東戦争を契機に発動されたアラブ諸国の「石油戦略」をふまえて、非同盟運動は「新国際経済秩序」の実現のための運動を展開した。翌七四年四月、非同盟運動の提唱によって、資源問題にかんする国連特別総

会が開催された。非同盟諸国はこの総会に先立ち、調整ビューロー会議を開いて検討を重ねた末、新国際経済秩序の原則を明記した「新国際経済秩序に関する宣言と行動計画」を提案し、特別総会で採択させることに成功した。さらに、同年十二月の国連総会では、すべての国家があらゆる面での経済的自決権を行使する権利をもつことを明記した「国家間の経済権利義務憲章」を、帝国主義国の反対をおしきって圧倒的多数で採択するという成果をあげた。こうして、非同盟運動は、新国際経済秩序の構想を国連の場で確認させることに成功したのである。

註

- (1) レオ・マテス、鹿島正裕訳「非同盟の論理」TBSブリタニカ、一九七七年、一三五―三頁参照。
- (2) Review of International Affairs, No. 564, p. 20-21. 邦訳「世界政治資料」四一五号。
- (3) *ibid.* No. 563 p. 14-16. 邦訳同書。
- (4) *ibid.* p. 7-11. 邦訳同書。
- (5) *ibid.* No. 564 p. 16-17. 邦訳同書。
- (6) 岡倉、土生編訳、前掲書 一一四―一一五頁。
- (7) 同書 一三七頁、一三九頁。
- (8) Milos, Minc, *op. cited.*, p. 23.
- (9) 岡倉、土生編訳、前掲書 一三三頁。
- (10) 同書 一二六―二七頁。

六

七四年の国連特別総会、国連本会議での非同盟運動のあげた成果、七五年のインドシナ三国人民の勝利ののち、八

月にベルーの首都リマで開催された非同盟諸国外相会議は、その成果を反映した会議となった。外相会議はまず、ベトナム民主共和国⁽¹⁾、朝鮮民主主義人民共和国、パナマおよびパレスチナ解放機構(PLO)の加盟を承認し、韓国の加盟申請を却下するというきわめて注目すべき決定をおこなった。この決定は、非同盟運動が、二つの朝鮮ではなく朝鮮民主主義人民共和国を支持したことを示しており、同年の国連総会での朝鮮民主主義人民共和国支持決議案の採択につらなる重要な決定であった。また、パレスチナ解放機構の加盟は、政府ではない解放運動組織が始めてオブザーバーではなく正式加盟となったこと⁽²⁾で重要であり、同様に国連総会でPLOに国連でオブザーバー資格を与える決議を採択させるのに貢献した決定となった。そして、このことは、単なる加盟問題ではなく、非同盟運動の発展を示すものであった。「当初は、アメリカとイスラエルに反対するのは少数にすぎなかった。」⁽³⁾しかし、次第に反対国が多数を占めるようになり、非同盟運動全体が「パワー・ポリティラスに反対し、植民地主義と闘争する」と⁽³⁾いう考え方に統合されていったのである。

ところで、この外相会議では、「相互援助および連帯にかんするリマ計画」と題する宣言を採択したが、その政治宣言でつぎのように非同盟政策の諸原則を要約したことが注目される。

「帝国主義、新旧植民地主義政策にたいする積極的反対、いまだ解放されていない諸国人民の自由獲得の権利、自決と独立の権利、すべての国家の主権と領土保全の尊重、すべての国家の平等の権利、国際的諸問題に積極的に参加する権利、国有化を含む自国の天然資源を自由に処分する権利、およびその政治的、経済的、社会的ならびに文化的発展の手段を完全な自由のもとで決定するすべての主権国家の権利、また経済的進歩の諸成果から利益を受けるとともに、科学、技術革命の利益を獲得するすべての諸国人民の権利」⁽⁴⁾

前述した第三回首脳会議で確認された原則との相違点は、「帝国主義、新旧植民地政策に対する積極的反対」、「国有化をふくむ自国の天然資源を自由に処分する権利」、「すべての国家の平等の権利、国際的諸問題へ積極的に参加する権利」がつけ加えられたことである。このことは、この五年間の非同盟運動の発展を示すものであり、非同盟運動が、帝国主義、新旧植民地主義と対決して民族自決権の確立、とりわけ、経済面での自決権の確立のために運動したこと、そして、それを基盤にして、平等で民主的な新しい国際秩序の樹立という目標をかかげたことを反映したものである。

また、外相会議は、第四回首脳会議以後、非同盟運動が中心となって展開した新国際経済秩序樹立のための運動の成果を総括して、「新国際経済秩序を確立するための闘争は、帝国主義者たちが激しく抵抗し、その特権的地位を執拗に守ろうとして自らすすんで放棄しようとはしないために、困難かつ複雑で長期間を要する第二の解放闘争⁽⁵⁾」であると規定する。そして、この困難な第二の解放闘争に勝利するために、非同盟諸国の団結を強化し、それを中心にして発展途上諸国の連帯をつよめることの重要性を強調し、そのための具体的課題をあきらかにした。こうして、リマの外相会議は国連で新国際経済秩序の原則が確認されたという状況のうえにたつて、さらに、それを具体化する主体的努力と課題を明らかにし、第五回首脳会議へひきついたのである。

翌七六年八月、スリランカの首都コロomboで第五回非同盟諸国首脳会議が開催された。この首脳会議には、正式加盟国八五カ国一解放組織、オブザーバーとして九カ国の代表のほか、多くの解放運動組織も参加し、非同盟運動が世界政治に影響を与える勢力となったことを明らかに示した。

南ベトナムを解放してのち、七六年七月統一して社会主義共和国を樹立したベトナムの首相ファン・パン・ドンは

この首脳會議に初めて参加し、統一したベトナムの参加は、「人民の独立と自由のための闘争と、非同盟諸国の運動が緊密に結合した、一連の経過の必然的な帰結である」と演説した。⁽⁶⁾そして、ファン・バン・ドンは、経済的独立を達成し、新國際經濟秩序を樹立するための非同盟諸国の闘争の意義をたたえ、「いま、いかなる時期にもまして、われわれのあいだに不和をまきちらすおそれのあるあらゆる問題をのりこえて、團結をわれわれの最高の利益としなければならぬ。……われわれにとっては、他の民族にとつてと同様、独立と自由ほど貴いものはない。われわれは、この測り知れない価値をもつ独立と自由を尊重し、いかなる形態においても他人がこれを侵犯するのを許さず、みづからは、あらゆる民族のこれらの権利を尊重しなければならない。この点での思想と意志の一致こそ、非同盟運動の特徴である」と述べて、大きな感銘を与えた。

非同盟運動発足以來一五年目に開催されたこの首脳會議では、この一五年間に非同盟運動が果たした役割について論議され、「政治宣言」にその一致した見解が述べられた。政治宣言に述べられている非同盟運動の原則、役割、目標はつぎのように要約することができる。⁽⁷⁾

第一に、非同盟運動は、帝國主義および他のあらゆる形態の外国支配に反対する勢力であり、すべての諸国人民の自由と自決の権利を支持することである。こうして非同盟運動は、いままで多くの人民の独立の獲得、新しい主權國家の出現をもたらす民族解放闘争の發展に貢献してきた。そして、今後、依然として「新植民地主義および同様の形態の支配から発足する不平等の關係および支配とたたかうこと」⁽⁷⁾が、運動の重要な課題の一つであると宣言された。

第二には、非同盟運動は、バランス・オブ・パワーにもとづいて國際平和が可能になるとか、大國とのパワー・プ

ロックや軍事同盟に参加することによって安全保障が確保できるという見解を拒否し、世界を敵対的ブロックや勢力圏へ分裂するのを防止することに貢献し、緊張緩和に大きく貢献したことである。

第三は、非同盟運動が新しい公正な経済的、社会的、政治的国際秩序を樹立をめざしており、「民族独立と平等、相互信頼そして正義にもとづく国際協力のうえにきざされる新たな国際秩序の発展」に貢献した。また、非同盟運動のイニシアティブで「公正と正義にもとづく新国際経済秩序を創出しようという国際社会の決定をもたらしした。」⁽⁷⁾

首脳会議は、このように、一五年間にわたる活動を検討して、非同盟運動の役割と重要性が増大していることを確認したのである。

さらに、第五回首脳会議では、第四回首脳会議で確立し、その後、国連などで採択された新国際経済秩序の樹立の問題が検討された。国連での「新国際経済秩序に関する宣言、行動計画」「国家間の経済権利義務闘争」の採択は、非同盟運動のあげた大きな成果であった。しかし、いうまでもなく、国連での採択は第一歩にすぎず、それをどのよう⁽⁸⁾に実現するのが問題であった。首脳会議は、この点について、「新国際経済秩序の樹立にかんする数多くの決議が各種の国際会議で採択されてきた。しかし、それらの実行をしめすものは何もない。新国際経済秩序の諸原則はまずまず広範に受け入れられているにもかかわらず、その実行にむかっ⁽⁸⁾ての進展は微々たるものがある。」と述べ、その原因は、若干の先進国が、「既存の不平等、従属、搾取の諸関係の温存をめざして」強く抵抗しているからであると指摘する。このような事態を打開するために、首脳会議は、天然資源、経済活動にたいして全面的な恒久主権を行使し、国有化する権利をもつこと、多国籍企業を規制し、国有化する権利をもつことを再確認するとともに、「帝国主義諸国によっておこなわれる封鎖、差別、ボイコット、圧力、脅迫、その他あらゆる形態の侵略を含む経済侵略にた

いして、効果的かつ具体的な連帯活動を遂行し、政治的、経済的独立の闘争をおこなっている他のすべての發展途上国にたいし、すみやかに効果的な、惜しみない支持をすすんで与えることを確認⁽⁹⁾した。

これは、帝國主義側の妨害にたいして、非同盟運動を中心として發展途上諸国の団結を強化して對抗し、新國際經濟秩序の樹立をはかろうとするものであり、「發展途上諸国の集団的自立の精神のみが新國際經濟秩序の実現を保障できる⁽¹⁰⁾」という提起につらなっている。

「集団的自立」とは、「集団交渉力の行使をつうじて國際的取引において自らの正当な經濟的權利を確保しようとする發展途上諸国側の固い決意を意味するものである……また、もっとも重要な点として、それは、金融、技術、貿易、工業その他の分野において、發展途上国間の協力の巨大な可能性を探索し、追求する意思を意味する⁽¹¹⁾」と規定される。すなわち、集団的自立とは、まず、新國際經濟秩序をめざす過程での様々の具体的課題の交渉において、發展途上国が団結を強化して帝國主義と對抗することを指しており、さらに、經濟のさまざまな分野で發展途上諸国が協力を強めて、自立をはかっていくことも含んでいる。そして、このことは、前回の首脳會議後の事態のなかで、發展途上国のなかで産油国、非産油国の間に矛盾が生じているだけに、それを調整しながら、全体としての団結と強化する方向を示したものとして重要な意味をもっている。

また、この首脳會議で「調整ビュローの構成と委任に関する勧告」が採択され、調整ビュローは、常設的な機関として、毎月一回、国連代表レベルによる會議、および毎年一回外相レベルの會合を開催して、首脳會議、外相會議で採択された決定の実施のための共同行動を調整する任務をもつこととなった。また、前回首脳會議主催国が調整ビュロー議長をつとめることも決定された⁽¹²⁾。これらのことは、すでに、第四回首脳會議以来実質的にはおこなわれ

ていることではあるが、首脳会議の場で確認したことによって、調整ビューローが正式に機関として確立され、非同盟運動の一層の強化をもたらすことになったのである。

註

- (1) この会議では、ベトナム民主共和国、南ベトナム共和国の二国が参加するが、翌年の南北ベトナムの統一により、第五回首脳会議はベトナム社会主義共和国として参加した。
- (2) アルジェリア、南ベトナムも解放闘争を遂行している時に正式加盟したがいづれも臨時政府を樹立したうえでの加盟であった。政府を構成しない解放運動組織が加盟をみとめられたのはPLOが始めてである。
- (3) Willetts; *op. cited*; p. 36.
- (4) 岡倉、土生編訳、前掲書 一九五頁。
- (5) 同書 二〇二頁。
- (6) 世界政治資料 四八七号 三六頁―三九頁。
- (7) 岡倉、土生編訳、前掲書 二二八頁―二二九頁参照。
- (8) 同書 二五四頁―二五六頁。
- (9) 同書 二五八頁。
- (10) 同書 二六〇頁。
- (11) 同書 二六一頁。
- (12) 同書 二七六頁―二七八頁。

七

第五回首脳会議以後、非同盟運動のなかに困難が生じてきた。一部の非同盟諸国の間に対立が生じ、それが武力紛

争にまで発展する事例さえもあった。本来、非同盟諸国とは、前述の基準に合致した外交政策をとる国々であり、社会体制、政治体制を異にする国家が共通の目標を達成するために連帯した運動である。したがって、非同盟諸国の間に意見の対立や具体的な利害関係の対立がある場合がしばしばある。また、その対立を利用して、帝国主義側が非同盟運動の分裂を策したり、社会主義のなかでの対立が影響を与えたりする場合がある。第五回首脳会議以後、非同盟運動は、新国際経済秩序をめざす交渉や国連軍縮会議の開催などの点で團結して運動をすすめる一方、部分的に対立の激化がみられるようになった。一九七八年七月ベオグラードで開かれた外相会議は、この困難な問題をどのように克服するかが問題であった。

外相会議は、第五回首脳会議後の「国際情勢の発展は、行動を統一した非同盟運動が、現在の諸矛盾と高まる世界の相互依存の状況のもとで、基本的な国際問題を解決するうえで不可欠の要因であることをはっきり示している。」⁽¹⁾として、非同盟運動が軍事ブロックの打破、民族解放運動の発展、新国際経済秩序の樹立、軍縮問題の前進等々の面で果してきた役割を積極的に評価した。そして、また、この過程で非同盟運動の参加国が増大し外相会議に世界の三分の二の国家が参加したことは「非同盟運動の基本原則と目標、理念が世界のますます多くの国々と人民の利益の表明、願望の象徴として一層受け入れられてきていることをあらためて証明している」と確認した。⁽¹⁾このことを前提にしたうえで、外相会議は、非同盟運動におこっている困難の原因をつぎのように述べる。

「この非同盟運動の力量と増大する影響力こそ、不公平な関係を永続させようとする勢力が非同盟諸国の統一を破壊し、その行動を限定、拡散し、非同盟政策全体の性格を変え、国際分野全般における非同盟運動の役割を弱めることを攻撃目標としている由来である。」⁽¹⁾そして、外相会議はこのような攻撃にたいして、非同盟運動の基本原則に

したがって連帯をつよめ、行動を統一することの重要性を強調したのである。

外相会議は、さらに、一部の非同盟諸国間で発生している武力紛争が非同盟諸国の統一を危くしている現状にたいし、当事国双方が平和的解決するよう要請するとともに、当事国の要請があれば、非同盟運動内部に特別グループを作つて、交渉、仲介、調停をおこない平和的解決へ導くのを援助するとの意向も明らかにした。⁽²⁾

こうして、外相会議は、外からの交渉、とくに大国の介入を排して非同盟運動内部の対立を自らの手で解決にみちびくべく努力を重ねた。云うまでもなく、小国の集りである非同盟運動が世界政治のうえて影響力を発揮しうるのは、具体的目標を追求して統一した行動をおこなったからである。したがって、内部の対立を平和的に解決して統一を強化することは、非同盟運動の発展にとって重要な課題であつた。外相会議は、その課題を達成するうえて一定の役割を果たした。

さらに、外相会議は、非同盟運動の統一を中心にして、発展途上諸国全体の統一を達成することが、「新国際経済秩序の諸目標の達成にとって不可欠の前提条件」⁽³⁾であり、「非同盟諸国および他の発展途上諸国の利益は集団的交渉能力の強化を保証することの統一によってのみ効果的に擁護しうる。」⁽³⁾ことを確認し、非同盟諸国と「七七カ国グループ」⁽⁴⁾をはじめとする他の発展途上諸国との統一の強化がそれぞれの利益にも合致することを明らかにし、新国際経済秩序樹立のために統一の強化をよびかけ訴えたのである。

これにたいし、一部の国々はさまざまの問題で会議を混乱させようとした。例えば、すでに第五回首脳会議の際決定されていたキューバでの第六回首脳会議の開催を外相会議で再び問題にし、キューバでの開催に反対したことなどがそれである。しかし、このような策動は成功せず、結局、ザイール、サウジアラビア、中央アフリカ帝国⁽⁵⁾、ガハ

ン、ソマリア、カンボジア⁽⁵⁾の六カ国だけがキューバ開催に強力に反対したにとどまり、外相会議の大勢を制することはできなかったのである。

このような経過をふまえて、七九年九月三日からキューバの首都ハバナで第六回首脳会議が開催された。外相会議から一年の間に世界情勢は大きく変化した。イランのパーレビ独裁体制は打倒され、ニカラグフでもソモサ独裁政権が打ち倒された。そして、この両国を含め、新たに六カ国が加盟して、九二カ国三解放組織が正式加盟、さらに、一二カ国がオブザーバー参加し、世界の三分の二をこえる国が非同盟運動に参加するにいたった。

第六回首脳会議では、カンボジア代表権問題、エジプトの資格停止問題、さらに非同盟運動の原則をめぐる問題で激論がたたかわされ、会期が二日間延長される事態となった。しかし、会議は、もっともはげしく論議されたカンボジア代表権問題では、調整ビューローがこの問題について検討する特別委員会となり、八一年にニューデリーで開催される次期外相会議に報告を提出し決定する。それまではカンボジアの議席は空白にすることを決定した。こうして、非同盟運動は、意見の対立のある問題については、十分な論議を重ねた末、なおもコンセンサスを得るべく一定の期間それをたな上げにすることにしたのである。

また、キャンプデービッド合意⁽⁶⁾の行動がアラブの大義に反し、非同盟運動の目標に反するとして問題にされていたエジプトの資格停止についても、カンボジア代表権と同様、調整ビューローが特別委員会を構成して、エジプト政府の行為がアラブ諸国とりわけパレスチナ人民に与えた損害を検討し、次期外相会議に報告し、外相会議がエジプトの地位に関する決定をおこなうことで合意された。こうして、資格停止問題についてはベンディング⁽⁶⁾として対立の激化を避けた。しかし、中東問題全般に関しては、政治宣言および「パレスチナ問題に関する決議」

「中東情勢に関する決議」⁽⁶⁾で、キャンブデービット合意とエジプト、イスラエル単独和平条約を非難し、中東問題の核心はパレスチナ問題であり、パレスチナ人民が自由な主権国家を樹立する権利をもつことが確認された。このことは、非同盟運動が、アメリカの主導する中東和平構想を全面的に拒否し、これと対決してパレスチナ人民による主権国家の樹立を中心として中東問題の解決にあたる姿勢を明らかにしたものとして重要である。

首脳会議は、各地の解放の運動の発展によるSEATO、CENTOの崩壊を歓迎し、解放運動への支援、軍事プロックの打破のための行動の強化を確認するとともに、「大多数の先進諸国の頑迷な態度によって実現を妨げられてきた」⁽⁷⁾新国際経済秩序の確立のため、非同盟諸国がいつそう固く団結してたたかうことが緊急に必要であると訴えた。また、軍縮特別総会の成果にもとづき、核兵器の廃絶をめざす行動をさらに発展させることを確認した。これらの具体的な決定や確認は、いままでもまして、帝国主義と対決する姿勢を示しており、それらが首脳会議のコンセンサスで確認されたことは重要である。そのことは、非同盟運動が分裂寸前であり、一つの勢力として意味をもたないものになったとする一般的論調とは逆に、非同盟運動が、内部に様々の対立や意見の相違をもち、外部からの分裂策動にさらされながら、それを克服して、具体的な課題で一致して共同行動をすすめることをコンセンサスで決定したことを示しているのである。

さらに、今回の首脳会議で、非同盟の原則についても議論がおこなわれ、一致した結論に達したことは、非同盟運動が原則的な点で意見の一致をかちとったことを示している。

政治宣言では次のように述べている。

「非同盟運動の真隨が、その最初の諸原則および本質的性格であり、帝国主義、新旧植民地主義、アバルトヘイト、

シオニズムを含む人種主義ならびにあらゆる形態の外国の侵略、占領、支配、干渉または覇権にたいするたたかい、大國主義、ブロック政策にたいするたたかいであることを再確認した。換言すれば、政治的なものであらうと、経済的、軍事的あるいは文化的なものであらうと、國際關係における直接または間接の、あらゆる形態の従属、依存、干渉、または介入、およびいっさいの圧迫を拒否するということである。⁽⁸⁾

首脳會議が非同盟政策の真隨として帝國主義、新植民地主義、覇權にたいする闘い、大國主義、ブロック政策にたいする闘いの二点を確認したことは、非同盟運動がこの二つの闘いを中心にして統一して運動する意志を明らかにしたものである。このことは、非同盟運動が、内部の対立や意見の相違を克服して、基本課題の点でも統一をかちとったことを示している。

さらに、政治宣言はつぎのように非同盟政策の諸原則を列挙し、その堅持を確認した。

- 。すべての國の民族獨立と主權、領土保全、主權の平等、自由な社會發展。
- 。大國間にはブロックの對立や影響からの非同盟諸國の獨立と、それによつて生じる軍事條約、軍事同盟への不參加。

。帝國主義、新植民地主義、シオニズムを含む人種主義、あらゆる形態の擴張主義、外國による占領と支配および覇權とのたたかい

。すべての國家間の積極的平和共存、平和と安全の不可分性

。他國の内政、外交への不干渉と不介入

。すべての國家が、威嚇、妨害、壓迫をうけることなくみづからの政治制度を決定し、經濟的、社會的、文化的發

展を追求する自由

。新国際経済秩序の確立、平等にもとづく国際協力力の発展

。植民地、外国支配下にあるすべての人民の自決権、民族解放闘争への絶えまない支援

。人権、基本的自由の尊重

。敵対的な軍事、政治同盟、ブロックへの世界の分割にたいする反対、勢力均衡や恐怖の均衡のような時代おくれのドクトリンの拒否

。天然資源にたいする恒久主権

。適法に確立された国境の不可侵性

。力の行使または威嚇をしないこと、力の行使または威嚇によってもたらされた状況の不承認

。紛争の平和的解決⁽⁹⁾

宣言はさらにこの基本原則にもとづいて、軍縮の達成、軍事同盟の消滅、植民地主義の絶滅、新国際経済秩序の確立など様々の分野にわたる基本的目標を列筆している。

首脳会議の宣言では、非同盟政策の原則、目標がその都度ふれられているが、第六回首脳会議のように、非同盟政策の本質、原則が論議の対象としてとりあげられ、政治宣言で基本原則、基本目標がこのように列挙されたのは、六年間の空白と停滞のち七〇年に開催された第三回首脳会議⁽¹⁰⁾のことである。そして、今回確認された非同盟政策の基本原則は、第三回首脳会議のそれと比べると、七〇年代の非同盟運動の発展を反映して、はるかに豊富な内容をふくんでいる。とりわけそれは経済面での民族自決権の確立という点で顕著である。また、国境の不可侵性など非

同盟諸国間の対立にも適用される原則も含まれている。そして、全体としては、非同盟運動が帝国主義、大国主義と対決した独自の勢力として、追求すべき問題を明らかにしているのである。

第六回首脳会議が、意見の相違を克服して、具体的な行動において一致しただけではなく、帝国主義、新旧植民地主義、大国主義に反対する基本路線をコンセンサスで確認したことは重要な意義をもっている。そのことは、非同盟運動が、七〇年代の成果のうえにたつて、八〇年代に世界政治の動向にさらに影響を及ぼすための土台をきづいたことを示している。

註

- (1) 岡倉、土生編訳、前掲書 三五七―三五八頁。
- (2) 同書 三六三―三六四頁。
- (3) 同書 三九八頁。
- (4) 「七七カ国」グループとは第一回国連貿易開始会議(UNCTAD)の終了に際して、七七の発展途上諸国が共同声明を発表し、今後の協力を約束したことによって形成されたグループであり、UNCTAD開催前に閣僚級会議を開いて意思を統一し、UNCTADにのぞんでいる。
- (5) 中央アフリカ帝国は当時、独裁者ボカサが王位につき帝国をなのっていた。七九年ボカサは追放され、現在は中央アフリカ共和国となっている。カンボジアは、当時、ポル・ポト政権下にあった。
- (6) *Review of International Affairs*, No. 707, p. 60-70.
- (7) *ibid* p. 30.
- (8) *ibid* p. 19.
- (9) *ibid* p. 19-20.